

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 指定代理納付者の指定 (消防課) 一
- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 一
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づくシルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種指定 (雇用対策課) 一
- 県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の指定 (農村整備課) 二
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 道路の供用開始 (同) 三
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 三
- 取用委員会
- 石巻広域都市計画南浜津波復興祈念公園四号事件審理の開始 五
- 石巻広域都市計画南浜津波復興祈念公園四号事件公示による通知 五
- 宮城県告示第三百三十三号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。
平成三十一年四月二日

告 示

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町一番三号

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

寄附金(災害復興に係るものに限る。)

三 指定期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を

救急病院と認定した。

平成三十一年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
東北医科薬科大学病院	仙台市宮城野区福室二一〇	平成三十一年四月一日	平成三十四年三月三十一日
東北医科薬科大学若林病院	仙台市若林区大和町二二一九	平成三十一年四月一日	平成三十四年三月三十一日

○宮城県告示第三百三十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十一年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇二〇一八二	ドリームハウス石巻市築山一丁目十番三十四号	保育所等訪問支援	株式会社エヌ・イー・エス	平成三十一年四月一日

○宮城県告示第三百三十六号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十五条において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、公益社団法人宮城県シルバー人材センター連合

会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定をした市町村の区域、業種及び職種

区域	業 種	職 種
石巻市	九―食料品製造業	H―五十四 製品製造・加工処理の職業 K―七十六 清掃の職業
気仙沼市	九―食料品製造業 五十六―各種商品小売業	B―十一 その他の技術者 H―五十四 製品製造・加工処理の職業 H―五十四 製品製造・加工処理の職業 K―七十八 製品の製造・加工処理の職業 その他の運搬・清掃・包装等の職業
角田市	三十一―輸送用機械器具製造業	H―五十二 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
岩沼市	八十二―その他の教育、学習支援 五十六―各種商品小売業	I―六十六 自動車運転の職業 K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業
登米市	九十八―地方公務	C―二十五 一般事務の職業
栗原市	二十一―窯業・土石製品製造業 八十三―医療業 八十五―社会保険・社会福祉・介護事業	H―五十四 製品製造・加工処理の職業 I―六十六 自動車運転の職業
大河原町	八十一―学校教育	K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業

注 業種は日本標準産業分類（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類の中分類に定める区分による。

二 指定年月日

平成三十一年四月一日

○宮城県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業岩沼西部地区において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

平成三十一年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地の表示

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²
岩沼市	南長谷	上原	一八五一―	田	田	九九八
同	同	同	一八六	田	田	二五八
同	同	同	一八七	畑	田	四九七
同	同	同	一八八一―	田	田	二四五

○宮城県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道 路 名 塩釜七ヶ浜多賀城線

三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
宮城県七ヶ浜町花刈浜字上ノ山二一七番一 地先から 同郡同町花刈浜字塚田四番一〇地先まで	八・五 一五・七	九・四 一五・七	六三六・〇	六三六・〇

○宮城県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜七ヶ浜 多賀城線	宮城県七ヶ浜町花測浜字上ノ山一七番一地先から 同郡同町花測浜字塚田四番一〇地先まで	平成三十一年 四月二日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年四月二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡大衡村大瓜字四反田九十番十四の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

黒川郡大衡村大衡字大柳十三番地一アトリエカ
ミュウ二百二号

高橋 渉

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十一年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 プロジェクタ及びタブレット端末ほか 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成三十二年二月二十八日（金）

4 納入場所 宮城県教育庁教育企画室及び県立学校（五十六校）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二一条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成三十一年四月十日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 鈴木 純子 電話〇二二一二一一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

平成三十一年四月十日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十一年四月十日(水)から平成三十一年四月十二日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十一年四月十二日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十一年四月十八日(木)午前九時から平成三十一年四月十九日(金)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成三十一年四月十九日(金)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成三十一年四月二十二日(月)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十一年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

<p>5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Projectors, tablets and other items (1 set)</p> <p>2 Deadline for Delivery : February 28, 2020 (Fri)</p> <p>3 Place of Delivery : Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture and 56 prefectural schools</p> <p>4 Deadline for Bid : April 19, 2019 (Fri), 5 : 00 p.m.</p> <p>5 Contact Person : Junko Suzuki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-3333</p> <p>6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only</p>	<p>3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等</p> <p>○宮城県収用委員会告示第11号</p> <p>石巻広域都市計画南浜津波復興記念公園4号事件について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第16条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当委員公事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。</p> <p>平成31年 4 月 2 日</p> <p style="text-align: right;">宮 城 県 収 用 委 員 会</p> <p>1 通知すべき書類 平成31年 3 月 27 日付け宮収第35号 審理の開始についての通知書</p> <p>2 通知を受けらるべき者 山口とし子 住所不明</p> <p>ただし、登録簿上の住所 宮城県仙台市青葉区宮町五丁目293番地 1</p>
<p>○宮城県収用委員会告示第10号</p> <p>宮城県起業の石巻広域都市計画公園事業 9・5・1号石巻南浜津波復興記念公園に係る土地収用事件(石巻広域都市計画南浜津波復興記念公園4号事件)について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第16条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。</p> <p>平成31年 4 月 2 日</p> <p style="text-align: right;">宮 城 県 収 用 委 員 会</p> <p>1 日時 平成31年 5 月 24 日 (金) 午後 2 時から</p> <p>2 場所 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県 行政庁舎10階 1001会議室</p>	